

4 「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」

(目指す方向性)

- 施設における家庭的な環境での養育を更に進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化を推進します。
- 施設が地域の子育て家庭や里親子の支援を行うなどの多機能化を推進します。
- 障害児入所施設に入所している児童が、できる限り良好な家庭的環境の下で支援が受けられる体制の整備に向けて努めます。

現状・これまでの取組

- 1 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境(グループホーム等)での養育を推進
 - 児童養護施設において、令和6年3月1日時点で、グループホームは191か所、施設の定員に占める定員6名以下のユニットケアは、約6割を占めており、小規模化、地域分散化が進んでいます。
 - 乳児院においても、家庭的な養育環境を目指しており、ユニットの小規模化を進めています。定員6名以下の小規模ユニットの割合は、令和6年3月1日時点で約6割となっています。
 - 週末や夏休みなどの期間に、一定の要件を満たし登録をされた「フレンドホーム」との交流を行うことにより、児童養護施設や乳児院で暮らす児童が家庭生活を体験する場を提供しています。
- 2 施設の多機能化(里親家庭の支援、一時保護児童の受入等)
 - 児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設において、ショートステイやトワイライトステイ等の地域の子育て家庭への支援を実施しています。
 - 児童養護施設及び乳児院では、フォスタリング機関事業の受託や里親支援専門相談員⁷、里親交流支援員⁸の配置等により、里親子に対する支援を行っています。
 - 児童養護施設や乳児院において、一時保護委託児童を受け入れる専用ユニットを設置し、一時保護委託の受入れを行っています。

⁷ 児童相談所等と連携して、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的に配置される

⁸ 愛着関係移行の援助等きめ細かい里親子の交流支援を実施し、児童の里親委託に向けた支援を行うことを目的に配置される

3 障害児入所施設における支援

(1) 国の動向

- 国の策定要領⁹において、「障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活していることを踏まえ、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要」と新たに明記されました。
- また、令和6年度から、運営基準¹⁰に「指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。」ことが新たに明記されました。
- さらに、障害福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケア加算¹¹も、より小規模なケアへの評価へ見直しが行われました。

(2) 都の取り組み

- 福祉型障害児入所施設は、令和6年4月1日現在、都内8施設、都外9施設であり、そのうち、小規模グループケア加算を算定している施設は、都内1施設、都外3施設で、児童数は108名となっています。
- 現在は、障害児入所施設から建替えや改修の相談があった際に、ユニット化についても助言を実施しています。

課題と取組の方向性

<課題1>施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境(グループホーム等)での養育

- 国は、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取組み、概ね5年程度を目標に小規模化かつ地域分散化することを求めています。
- 児童養護施設における、小規模グループケア(定員6名)は、令和元年10月31日以前に、7~8名で指定されていた施設においては国の経過措置が認められていましたが、経過措置は令和6年度末で終了することとなっています。しかし、都内の現状では、一時保護所のひっ迫状況等から定員を即時に減少させることは困難となっています。

⁹ 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(令和6年3月12日付こ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知)
¹⁰ 第20条第2項(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準・平成24年厚生労働省令第16号)

¹¹ 施設のユニット化など、定員10名までの小規模グループでケア(設備・人員配置の条件有)を実施した場合の評価(例:定員4~6名の場合、320単位/日を加算)

- 地域分散化により、グループホームが増えたことに伴い、若手職員がグループホームに配置され、運営の中心となることも増えており、若手職員の育成、フォロー体制の構築が課題となっています。
- これまで、本体施設はスケールメリットを生かしてケアニーズの高い児童を受け入れてきました。一方で、グループホームの増設に伴い、本体施設の定員を減少させてきたこと、本体施設の各ユニットの小規模グループケア化を進めたことに伴い、本体施設においても複数職員による勤務ローテーションを組むことが困難になっています。
- 都立児童養護施設においては、公的な役割を果たす中でケアニーズが高い児童の割合が増加しており、現行の職員配置及び1ユニット定員（8名）では児童の特性に応じた支援が困難になってきています。
- 乳児院においては、特に職員配置の少ない夜間を中心に、授乳や呼吸確認などの業務や、緊急を要する乳児の一時保護委託の受入を行う必要があることから、小規模での養育を引き続き実施するためには、職員の増配置とともに、職員一人ひとりが高いスキルを習得することが必要です。

（取組1）小規模化及び地域分散化の促進

- 施設における家庭的な環境での養育を更に進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化に対応するグループホームの設置を支援します。
- 小規模化や地域分散化を進めるにあたっては、代替養育の必要な児童の見込数を踏まえ、保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう、必要な定員数を確保します。
- グループホームに勤務する職員が孤立することのないよう、グループホームの特性を踏まえた、職員の負担軽減のための体制構築を引き続き支援していきます。
- 児童養護施設の本体施設の小規模化に伴い、職員体制の充実に向けた支援を実施するとともに、個室化などハード・ソフト両面からケアニーズの高い児童の受け入れを促進するための支援を検討していきます。
- 都立児童養護施設においても、将来の代替養育を必要とする児童数を踏まえながら、引き続き小規模化・地域分散化の整備を計画的・段階的に進めていくとともに、職員の体制強化や定員の見直しを図っていきます。
- 一人ひとりが高いスキルを習得し、小規模での養育を行うため、乳児院等の職員を対象とした研修を引き続き実施していきます。

<課題2> 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）

- 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設には、入所機能のみならず、在宅子育て家庭や里親子のニーズを踏まえた機能や役割の強化が期待されています。
- 一時保護所の入所のひっ迫状況から、児童養護施設や乳児院における一時保護委託の需要が高まっており、受入れ体制の強化が必要です。

（取組2-1）施設の多機能化の取組の推進

- 乳幼児期における家庭養育推進のため、乳児院における里親等委託推進に向けた体制の強化をしていきます。
- 乳幼児を持つ家庭の支えとしても、重要な役割を担っている乳児院では、里親交流支援員の配置を継続するとともに、特別養子縁組推進員を配置し、今後、地域や里親家庭のニーズを捉えた取組を展開していきます。
- 地域の子育て支援の場として、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設の更なる活用を検討していきます。

（取組2-2）一時保護委託の受入れ促進

- 引き続き、乳児院や児童養護施設における一時保護委託の受入れを実施していきます。
- 乳児院における三才以上の一時保護委託の受入促進に向けた支援を継続します。児童養護施設においては、一時保護委託専用ユニットへの支援を継続するとともに、受入体制構築に向け、環境整備の経費を支援していきます。

<課題3> 障害児入所施設のユニット化

- 障害児入所施設のユニット化に当たっては、居室、居間、食堂、入所している障害児が相互に交流できる場所などが必要となるため、施設の建て替えや改修等のハード面の整備が必要です。
- また、小規模グループケア加算を算定するためには、ハード面の整備のほか、ソフト面（専任の児童指導員又は保育士の配置）の対応も必要です。

（取組3）障害児入所施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

- 引き続き、障害児入所施設に対し、運営費や施設整備費補助等を行うとともに、ユニット化への助言や財政支援の適切な周知を行い、できる限り良好な家庭的環境の整備に向けて努めていきます。

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組 1-1	児童養護施設定員に占める定員 6 名以下のユニットの割合	60.4% (令和 6 年度)	100% ※ただし、代替養育の状況による
取組 1-1	乳児院定員に占める定員 6 名以下のユニットの割合	59.8% (令和 6 年度)	上げる
取組 1-1	グループホームの定員数	1,141 名 (令和 6 年度)	増やす
取組 1-2	一時保護専用施設の整備施設数 (一時保護委託専用ユニット)	乳児院 4 箇所 児童養護施設 1 箇所 (令和 6 年度)	増やす
取組 1-2	里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数	6 施設(都内 8 箇所に設置済) (令和 7 年 1 月)	全児相ごとに設置
取組 1-2	区市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)	1,503 箇所(速報値) (令和 6 年度)	増やす

主な施策

・グループホーム事業

児童養護施設本体から独立した地域社会の民間住宅等を活用して、より家庭的な環境の中で養護を実施するグループホームを運営する場合に運営経費を補助します。

・グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業

本園から支援する常勤職員の配置経費を補助するなど、グループホーム・ファミリーホームの職員への支援体制を強化することにより、質の高いグループホーム等の運営を促進するとともに、家庭的養護の推進を図ります。

・【拡充】専門機能強化型児童養護施設制度

治療的・専門的ケアが実施出来る体制を整備し問題を有する児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設」を設置し、問題を抱えた児童の入所が増加に対応するとともに、児童の自立促進を図ります。

・【拡充】新生児委託推進事業(再掲)

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、できる限り早期に特別養子縁組ができるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修実施や新生児と養子縁組里親の交流支援を行い、新生児委託を推進します。

・【拡充】乳児院の家庭養育推進事業

乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等の支援を充実させるとともに、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰や里親委託を促進します。

・【拡充】子育て短期支援事業（再掲）

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行います。

・母子一体型ショートケア事業

見守りが必要な母子等に対し、母子生活支援施設において、母子ともに滞在型のショートステイを実施し、育児・家事指導等を行うことにより、その後の生活支援につなげます。

・【拡充】乳児院の一時保護委託受入促進事業

乳児院において、三歳以上の幼児の一時保護委託を受け入れるための専用ユニットを設置し受入体制の充実を図ることで、一時保護委託の実施を促進します。

・【新規】一時保護体制強化事業（再掲）

一時保護委託児童受入促進のため、児童養護施設の空きスペースを活用して一時保護児童を受け入れる際の準備経費を支援するほか、一時保護所のユニット化に向けた改修計画の策定、通学支援、円滑な施設等への入所調整に資するシステムの構築等、一時保護体制強化に係る取組を実施します。

・養育家庭制度（再掲）

養育に係る負担を軽減するためのレスパイト・ケアの提供を行うほか、措置解除となった元里子に対し、養育家庭等を通じて居住費を支援する等、養育家庭等に対する支援活動を行い児童の処遇向上を図ります。